

令和8年3月26日

福祉タクシー券交付制度を拡充します

赤磐市では、令和8年4月1日から、高齢の方や障害を持たれている方に対して、より多くの外出機会を促進するために、福祉タクシー券交付制度を拡充しますので、下記のとおりお知らせします。

記

- 1 拡充の内容 ①対象者を拡大します。
新たに要介護1～5を所持する方を対象にします。
②交付枚数を増やします。
月当たり4枚相当(年度内最大48枚)を交付します。
- 2 申請先 本庁社会福祉課または各支所市民生活課
- 3 その他 詳細については添付の資料をご覧ください。



市制施行 20周年
心ひとつに Akaiwa City

(問合せ先)
保健福祉部 社会福祉課 中尾
電話：086-955-1115 (直通)

赤磐市 福祉タクシー券 制度が変わります！

2026年
4月1日から

赤磐市では、高齢の方や障害を持たれている方に対して、初乗り料金を助成する福祉タクシー券を交付していますが、より多くの外出機会を促進するため、福祉タクシー券交付制度を拡充します。



①対象者が拡大します。

〈現行〉

赤磐市に1年以上住所があり、かつ居住する市民税非課税世帯の者のうち、次のいずれかに該当する者

- (1)75歳以上の高齢者
- (2)身体障害者手帳1～3級所持者
- (3)療育手帳所持者
- (4)精神保健福祉手帳1～2級所持者



〈改正後〉

赤磐市に住所があり、かつ居住する市民税非課税世帯の者のうち、次のいずれかに該当する者

- (1)75歳以上の高齢者
- (2)身体障害者手帳1～3級所持者
- (3)療育手帳所持者
- (4)精神保健福祉手帳1～2級所持者
- (5)要介護1～5**

②交付チケット枚数が増えます。(該当者のみ)



〈現行〉

月あたり2枚相当、年度内最大24枚を交付します。



〈改正後〉

(2)～(5)に該当する方は、月あたり**4枚相当、年度内最大48枚**を交付します。

(1)にのみ該当する方は、月あたり2枚相当、年度内に24枚を交付します。ただし通院等の外出でやむを得ず当初交付した**タクシーチケットを使い切った場合、月あたり2枚相当、年度内最大24枚を追加交付**します。

※追加交付には再度申請が必要になります。

※追加交付申請時の税情報を確認し、市民税非課税世帯が交付対象となります。

お問い合わせ先

赤磐市役所社会福祉課	086-955-1115
赤坂支所市民生活課	086-957-4822
熊山支所市民生活課	086-995-1214
吉井支所市民生活課	086-954-1374

